

令和6年度第2回公聴会及び
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和6年8月29日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和6年8月29日（木） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和6年8月21日（水）
- 5 通知した項目
(1) とらふぐの採捕制限について
- 6 出席者
(委員：10名)
森友 信、河野 直行、河内山 満政、大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市
川 秀次、渡壁 勝則、由良 弘次、小林 亨
(県及び事務局)
水産振興課 生産振興班 主幹 木嶋 久登
主任 國森 拓也
漁業調整取締班 主査 吉中 強
主査 枝廣 直樹
下関水産振興局 水産課水産班 主査 神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主査 土井 健一
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主査 田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香
書記 大谷 拓也
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:00 終了)

令和6年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年8月29日(木) 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
(台風10号のためWEB形式で開催)

3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信

4 開催通知を
発した日 令和6年8月21日(水)

5 通知した議題

(1) 議題

第1号議案 とらふぐの採捕制限について(委員会指示更新)

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

(2) 報告事項

ア 令和6年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について

イ 第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

(委員:10名)

森友 信、河野 直行、河内山 満政、大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、渡壁 勝則、由良 弘次、小林 亨

(県及び事務局)

水産振興課	生産振興班	主幹	木嶋 久登
		主任	國森 拓也
	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		主査	枝廣 直樹
下関水産振興局	水産課水産班	主査	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	土井 健一
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	中元 佑香
		書記	大谷 拓也

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

ア 令和6年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

イ 第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 ただいまから令和6年度 第2回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は台風10号が接近しているため、WEBでの委員会開催としております。

本日は、委員定数15名のうち、9名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さん、こんにちは。令和6年度第2回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、台風10号が接近していることから、皆様の安全を考慮し、急遽、WEBでの開催へと変更しました。

本日の議題は、「とらふぐの採捕制限」と「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間」の2件のほか、報告事項が2件となっております。

議題は少ないですが、委員の皆様の慎重審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、河内山委員と大谷委員をお願いします。

それでは第1号議案「とらふぐの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。山口県農林水産部長から当海区会長宛に要望書が提出されております。1ページをご覧ください。

こちらの要望書は、現在発出されております20センチ以下のとらふぐの採捕規制の委員会指示を更新するものです

委員会指示の案として、2ページをご覧ください。

指示の内容は、全長20センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

適用海区は、山口県瀬戸内海海区、指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までとなっております。

続いての説明は水産振興課からお願いします。

國森主任 はい、水産振興課生産振興班の國森です。座って説明させていただきます。先ほど事務局から説明がありましたように、とらふぐの資源はまだまだ減少傾向ということで、回復の取り組みが必要ということで、引き続き委員会指示を継続したいということでございます。

それに関連しまして、とらふぐの資源状況と資源回復の取り組みについて説明をさせていただきたいと思っております。資料の3ページをご覧ください。

まず、とらふぐの資源状況ということで、令和5年度の水産庁資源評価報告書より抜粋しております。

まず1番目、とらふぐの漁獲量及び資源量ということで、とらふぐの系群は日本海東シナ海瀬戸内海系群となっております。漁獲量は2002年に364トンであったところが、2022年の漁期、漁獲量は134トンとなっております。漁期は4月から翌年の3月までとなっております。漁獲量の推移は海域によって異なり、グラフには示しておりませんが、瀬戸内海の減少が顕著となっております。

資源量につきましては、2006年に1,174トンから2022年には678トンということで、こちらも低い値となっております。

続きまして、放流魚の混入率ということで、漁獲される0歳魚に占める放流魚の割合を示しております。近年は大体20パーセントから35パーセントぐらいで推移しておりましたが、最新の22年では55パーセントと高い値となっております。

いずれにしても、種苗放流は、この資源に占める割合が非常に

高く、資源の底上げに種苗放流が重要な役割を果たしているということが示されております。

続いて3番目、加入量0歳魚と親魚量の推移ということです。

親魚量というのは、産卵ができる個体を意味しておりまして、ここでは3歳以上の個体を親魚と定義されております。

2005年の加入尾数は82.1万尾だったのが、2022年には8万尾となっております。

親魚量は、2002年には335トンであったものが427トンということで、加入尾数に対して親魚量の数はそんなに変わっていないというようなデータになっております。

下の四角の囲みのところですが、資源管理の方向性としましては、未成魚の漁獲抑制と種苗放流の高度化は、加入量が少なくなっているということで、これからもやっていくということでございます。で、さらに、産卵量を確保するという意味でも、小型のものだけでなく、全年齢で資源管理の取り組みが必要というような方向性になっております。次のページ、お願いします。

4ページです。資源回復に向けた取り組みということで、現状は、県では、資源状況が悪化しているとらふぐの資源回復に向け、栽培漁業と資源管理を組み合わせた取り組みを推進しております。

まず、栽培漁業については、種苗放流をしております。

種苗放流についても、とらふぐ栽培漁業広域プランに基づいて、適したサイズ、適した場所で健全な種苗を放流するという考えで行っております。

県の補助事業では、平成26年から、内海のAランク放流適地ということで、下関市の才川と山口市の秋穂周辺に集中放流しております。このAランクというのは、過去の研究データから、種苗の生き残りや成長が比較的良い場所ということでランク付けがされておまして、近年の県内のとらふぐの放流状況は、下の表のようにAランクの場所を中心に行っているということでございます。

続きまして、資源管理の取り組みということで、漁獲方法等の制限です。

日本海側では、委員会指示によって、隻数の制限や漁期の制限や全長の制限を行っております。また、山口県独自の取り組みとしまして、産卵親魚を買い上げてまた再放流するといった取り組みを行っております。

瀬戸内海側につきましては、自主規制としてはえ縄業者による針サイズや漁期制限を行っているほか、この度の瀬戸内海漁業調整委員会指示によって、全長制限、それからふぐ浮きはえ縄の禁止、引っ掛け釣りによるふぐ採捕の禁止といったことが取り組まれております。

次のページ、5ページをお願いします。このような全長制限の指導

といたしまして、魚協や釣具店等にこの下のようなリーフレットやポスターを配布したり、また関係市町の広報誌への掲載等によって幅広く周知を行っているところでございます。また、陸上や洋上での指導というのを実施してきております。

参考といたしまして、下の表に、瀬戸内海近県のとらふぐに関する取り組み状況について示しておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。それから、今後の資源管理ということで、漁獲量管理に向けた議論ということで、水産庁は、新たな資源管理の推進ということで、漁獲量に上限を設けて管理するという、いわゆるTAC管理というものを進めてきておる状況です。

とらふぐについてもですね、このTAC管理の候補種になっておりました、今後はこのとらふぐに関して、この数量管理に関しても、ステークホルダー会議といった関係者を集めた会議等が開催されて、このTAC魚種指定に向けた議論がこれから行われていく予定となっております。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 ございませんでしょうか。意見がなければ、原案通り委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案は、原案通り委員会指示を更新することとします。

それでは、第2号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局の中元です。資料の6ページをご覧ください。第2号議案について、令和6年8月22日付で山口県知事から当海区会長宛てに諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

枝廣主査 はい、水産振興課の枝廣です。座って説明させていただきます。

新規の許可または起業の認可をするときには、制限措置や申請期間を定めて公示しなければならないと規定されております。

本日は、県内の許可漁業にかかるものが7件、県外の入漁許可にか

かるものが2件、合わせて9件、ご説明したいと思います。

資料7ページをお開きください。こちらは制限措置の内容ですけれども、1番の小型機船底びき網手繰第3種けた網です。

こちらは毎年お諮りしているものでございます。

許可または起業認可をすべき船舶等の数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は、斜線が引かれておりますけれども、国の告示の方で15馬力以下、48キロワット以下に定められております。

操業区域は山口県内海としておりますけれども、許可の条件で制限がございます。

漁業の時期につきましては、先月の周防灘三県連合海区漁業調整委員会の方で操業始期を検討してございまして、例年通り11月10日からと決定をしております。そのため、こちらにも、操業期間につきましては11月10日から翌年4月19日までということで、例年通りの期間にしております。

漁業を営む者の資格は、瀬戸内海側に根拠地を有する者ということでございます。

続いて、2番のたい、はも、あなごはえ縄ですけれども、こちらは浮島の方から2隻の要望が上がっているものです。

トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、操業区域は山口県内海、漁業の時期は、周年です。

漁業を営む者の資格は、瀬戸内海側に根拠地を有する者でございます。

続いて、3番から5番にかけまして、底びき網、小手繰網、えびこぎ網、貝桁網、3つございますけれども、こちらは光支店の方から、一隻ですね、許可の要望が上がっている案件です。

総トン数はいずれも5トン未満。馬力数については、先ほど説明しました通り、国の告示の方で15馬力以下、48キロワット以下に定められております。

操業区域は後ほど説明いたします。漁業の時期ですけれども、3番の小手繰網は1月1日から9月30日まで、4番のえびこぎ網については周年、5番の貝桁網については11月10日から翌年3月31日までです。

漁業を営む者の資格ですけれども、3番の小手繰網は、瀬戸内海側に根拠地を有する者のうち、大島水道を操業区域とする餌びき網の許可を有していない者、以下、そちらに記載している通りでございます。

続いて、6番のふぐはえ縄と次のページの7番のたい、はも、あなごはえ縄ですけれども、こちらは宇部岬支店の方から要望が、一隻ですね、上がってきているものでございます。トン数はいずれも5トン未満、馬力数は定めなし、操業区域は山口県内海、漁業の時期は周年、

漁業を営む者の資格は瀬戸内海側に根拠地を有する者としております。

続いて、8ページの8番と9番でございますけれども、こちらは広島県からの入漁の関係でございます。例年お諮りしているものです。

先般の広島連調委で、こちらにも入漁の決定がされておまして、例年通りですね、5トン未満の船については5隻、10トン未満の船については1隻ということでございます。

馬力数は定めなし、操業区域についてはまた後ほどご説明いたします。

漁業の時期は、ふぐが10月1日から翌年3月31日まで、あなごが12月15日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格は、広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口、広島との間で締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者としております。

続いて、9ページでございますけれども、2番の許可または起業の認可を申請すべき期間です。

整理番号の1番から7番につきましては、申請期間は、明日、8月30日から9月29日までの1か月間、8番と9番につきましては、明日の8月30日から9月12日までの14日間としております。

3番、許可の有効期間ですけれども、整理番号1番につきましては11月10日から来年の11月9日まで、2番から7番につきましては既存の同許可の有効期間の末日と同日、8番と9番につきましては10月1日から来年の3月31日まででございます。

続いて、14ページからですね、それぞれの操業参考図を載せてございます。

そして、17ページからは、それぞれのですね、許可の条件の方を載せてございますので、参考にさせていただければと思います。説明は以上です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長

ございませんでしょうか。意見がないようでしたら、第2号議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和6年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

大谷書記 事務局の大谷です。資料30ページをお開きください。

令和6年度山口広島連合海区漁業調整委員会の結果についてご報告します。

開催日時は、令和6年7月30日、山口県柳井総合庁舎で開催しております。

出席者は、連合会区委員10名中9名、当海区からは、山田委員、内藤委員、松浦委員、由良委員に出席いただいております。議題と審議結果についてですが、第1号議案、令和6年度における各種漁業の入漁協定については、広島から本県海域へのふぐ、あなごはえ縄の入漁隻数は、原案通り6隻で承認されました。

これは前年同様の数になります。報告は以上です

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 続いて、報告事項イ「第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

大谷書記 事務局の大谷です。31ページをお開きください。

第22期第4回周防灘三県連合会区漁業調整委員会の結果についてご報告します。

開催日時は、令和6年7月31日、山口県庁漁業調整委員会室で開催しております。

出席者は、連合会区委員15名中14名。当海区からは、河野委員、河内山委員、竹本委員、渡壁委員にご出席いただいております。

議題と審議結果について、第1号議案周防灘における小型機船底びき網手繰第3種漁業の操業始期についてですが、例年通り共通海域は11月10日から、専管海域においては、大分県が10月8日、福岡県が11月8日、山口県が11月10日からとすることが決定されました。

第2号議案周防灘における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐはえ縄漁業の操業調整に関する委員会指示については、例年通り委員

会指示を発出することが決定されております。委員会指示の内容については、31ページの図面にある通り、斜線の海域においては小底三種、ふぐはえ縄は操業時間を住み分ける内容となっております。
報告は以上です。

森友会長 はい、説明が終わりました。どなたか質問ありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。つきましては、本日の議題は全て終了しましたが、事務局から何かありますか。

向井事務局長 冒頭ですね、本日の出席委員9名と報告させていただきましたけれども、報告後ですね、小林委員のWEB出席が確認できましたので、10名に訂正させていただきたいと思います。以上です。

森友会長 以上で本日の議題は全て終了しました。
折角の機会ですので皆様何かありますか。
よろしいでしょうか。以上で本日の委員会を終了したいと思います。
皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

(13:23 終了)

上記のとおり令和6年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人